

下 関 市 王 喜
農 村 セ ン タ ー
指定管理者業務仕様書

令和7年7月

下関市 農林水産振興部 農林水産整備課

下関市王喜農村センター指定管理者業務仕様書

下関市王喜農村センター（以下「センター」という。）の指定管理者が行う業務の内容、その範囲等は、この仕様書による。

第1 趣旨

本仕様書は、センターの指定管理者が行う業務の内容及び実施方法について定める。

第2 管理運営の基本的事項

1 管理運営の基本方針

センターの管理運営に当たっては、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) センターが地域農業者の研修及び集会の用に供するためのものであるという設置目的に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (3) 利用者が快適に施設を利用することができるよう適切に管理運営を行うとともに、効果的かつ効率的な運営を行い、管理運営費の縮減に努めること。
- (4) 個人情報の保護を徹底すること。

2 施設の概要等

- (1) 名称 下関市王喜農村センター
- (2) 所在地 下関市王喜本町一丁目12番8号
- (3) 設置年月日 昭和59年4月1日
- (4) 建物・施設の概要
 - ① 構造 鉄骨平家建
 - ② 施設規模
 - 敷地面積 1,416.06 m²
 - 延床面積 179.69 m²
 - ③ 施設内容 大研修室、小研修室、会議室、調理実習室、ホール、事務室、トイレ

3 供用期間等

- (1) 開館時間 午前9時から午後5時まで
ただし、下関市長（以下「市長」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。
- (2) 休館日
 - ① 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）
 - ② 12月28日から翌年1月4日まで
 - ③ その他市長が特に指定する日

4 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

第3 管理業務の範囲と基準

1 維持管理に関する業務

（1）施設の運営に関すること。

① 事業に関すること。

ア 設置条例第1条に定める施設の設置目的に沿った運営業務

イ 業務報告書（月次、年度）の作成業務

② 施設の使用許可等に関すること。

ア 設置条例第3条に定めるセンターの使用許可に関する業務

イ 設置条例第4条に定めるセンターの使用許可の制限及び設置条例第6条に定めるセンターの使用許可の取消しに関する業務

ウ 利用者の統計記録に関する業務

③ その他センターの運営に関すること。

ア 利用者の安全を確保するために指定管理者が実施すべき業務（研修の実施等）

イ 自然災害や事故等緊急事態が発生した場合に備えて指定管理者が実施すべき業務（訓練の実施等）

ウ 主体的に業務の改善（問題解決、サービス向上等）を行うために指定管理者が実施すべき自己評価及び報告業務（モニタリング）

④ ①から③までに掲げる業務のほか、センターの運営に関すること。

（2）センターの施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の維持管理に關すること。

① センターの適正な運営のため、施設等に関する保守管理を適切に行うこと。

② センター敷地内の管理に関すること。

③ ①及び②に掲げる業務のほか、施設等の維持管理に関すること。

（3）その他、センターの管理において必要な業務に関すること。

第4 留意事項

業務を実施するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

（1）公の施設であることを常に念頭において、公平な運営の使用許可）を行うこと。

（2）指定管理者が、施設の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、事前に市と協議を行うこと。

（3）各種規程等を作成しない場合は、市の諸規程に準じて、あるいはその趣旨に基づき業務を実施すること。

（4）本施設は、使用料を徴する施設でないため、利用料金を徴しないこと。

第5 協議

この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、決定する。